

平成 31 年第 2 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 31 年 2 月 27 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 平成 31 年 2 月 27 日 午前 10 時 00 分 議長 舟根 功 閉会 平成 31 年 2 月 27 日 午前 10 時 37 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	出席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	出席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	出席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	村田 牧子			温水 吾郎		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 3 号 農用地利用集積計画について 議案第 4 号 農用地利用配分計画（案）の作成について 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員 13 名、出席委員 12 名、西田委員は若干遅れます。出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 2 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 2 番村田委員、3 番温水委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、2 月 12 日から 13 日の日程で、北見市で行われた遠紋地区農業委員会会長・事務局長研修会に出席しています。内容については、北海道農業会議より基盤強化法等の法律改正内容の説明、振興局より違反転用の処理実績等について説明がありました。

日程第 3. 議案第 1 号. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、合意解約の通知であります。関連した議案が他にもありますので、概要を説明します。説明資料 1 ページをご覧ください。今回、●●●●さんから●●●●さんに経営移譲するにあたり、審議する案件を一覧表にしております。借入地については処理する案件が 9 件、所有地に関し処理する案件が 1 件であります。1 号議案にて、①から⑦までの賃借を合意解約します。2 号議案では、3 条で賃借していた①と親の所有地を子に使用貸借させる許可申請を審議します。3 号議案については集積計画で賃借していた②から⑦までにつき、再度、集積計画を立てるものであります。4 号議案については⑧と⑨の中間管理事業分で、賃借の権利を親から子に移転させるものであります。以上、1 から 4 号議案までが、経営移譲に関連する議案となっております。

では、1号議案について説明いたします。その1からその7までありますが、いずれも適正な内容でありまして、また土地引渡し期限前6ヶ月以内に成立したものであるため、知事の許可は不要であることを確認しております。以上です。

議長 この件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件については、全て適正な合意解約であることを確認したということですのでよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。全ての案件について問題ないことを確認いたしました。

日程第4. 議案第2号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、経営移譲に伴い農地の権利関係を整理するものがあります。その1は、借主を変更し、これまでと同じ条件で賃借するものであります。その2は親の所有地を子に使用貸借させるものであります。

場所については、37ページから38ページの図面をご参照ください。なお、説明資料2ページと3ページのとおり「3条の許可基準表」によりチェックを行いました。問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。ここで休憩をとります。

休憩を解き会議に戻します。

本件は、経営移譲に伴う親子間の権利の設定等が内容となっておりますので、現地調査は省略します。では本件につき意見を求めます。

日野委員 議案第 2 号の許可申請でありますけども、親子関係の使用ということで問題ないと思いますので、申請どおり許可してよろしいかと思います。

議 長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。
本件は許可することに決定しました。

日程第 5. 議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局 長 本件は経営移譲に伴い、借主を親から子に変更する集積計画であります。いずれも賃借料等の諸条件に変更はありません。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。
本計画案は適当であると決定しました。

日程第6. 議案第4号農用地利用配分計画案の作成について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきましては、公社と滝上町の業務委託契約及び町からの事務委任により、農業委員会が作成することになっております。本件は平成27年度と28年度に成立した2件の配分計画について、利用する権利を親から子に移転させるものであり、賃借料等の諸条件については、そのまま引き継ぎますので変更がありません。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件については、原案どおり配分計画案を作成することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

第4号議案については、原案どおり決定することといたします。

日程第7. 議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、期間満了に伴う賃貸借の更新であります。場所については、61ページの図面をご参照ください。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本計画案は、適当であると決定いたしました。

日程第8. 議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、親から子に使用貸借させていた農地につき、期間満了を迎えるので、再度使用貸借させるものであります。場所については、70ページの図面をご参照ください。なお、説明資料4ページのとおり「3条の許可基準表」によりチェックを行いました。問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑を打ち切ります。休憩をとります。

休憩を解き会議に戻します。

本件は、経営移譲に伴う親子間の使用貸借の更新ですので現地調査は省略します。それでは本件につき意見を求めます。

温水委員 本件は親子間の使用貸借の更新案件ということで、特段なにか許可を遮る要素もないことから、許可してよろしいかと思えます。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

本件は許可することに決定しました。

日程第9. 議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 本件は、農地法第4条の許可申請であります。平成31年2月20日付けで、●●●●さんから糞尿処理のための人工湿地を設置したい旨の申請がありました。議案76ページをご覧ください。●●●●については、過去に、牛舎や堆肥舎設置のため転用を行っておりますが、今回、同一敷地内に糞尿等処理のための人工湿地を設置するものであります。77ページには、地番図兼現況地目図をつけております。78ページには平面図をつけております。79ページは参考図面であります。牛舎からの排水を受け、サイホンで攪拌しながら、人工湿地に糞尿を散布します。湿地を通過した排水は、浄化され明渠を通り河川に流れるというシステムであります。

次に説明資料5ページをご覧ください。審査表によりチェックを行っておりますので説明致します。1. 立地基準ですが、転用申請地は農用地区域内の農地であることを確認しております。(3)他に代替地がないと判断した理由については、すでに同一敷地内に牛舎等を整備しており、その排水を処理する関係上、近傍地に設置するのは農用地区域内農地ではあるが、やむを得ないということ判断しております。

6ページです。2の一般基準ですが、資力については総事業費約●●●●万のうち、●●●●万を町の農業振興基金からの借入れ、残りを自己資金で対応する予定ですが、町および農協にも問題ないことを確認しております。●●●●の根抵当権がついておりますが、この件については転用について同意を得ております。また工程表を提出してもらっておりまして、5月10日から6月いっぱいまでの予定となっております。行政庁との許可関係は、本件に関してはありません。(2)被害防除措置関係ですが、いずれ

も可と判断しております。(3) 一時転用ではないので、該当しません。(4) 農振の手続きですが、2月25日付けで農用地利用計画における用途区分の変更を農地から農業用施設用地に変更しております。

7 ページになります。3. 添付書類ですが、(1) (2) ともに必要なものに丸をつけており、図面については議案に添付しております。

8 ページです。4. 例外許可事由の該当状況ですが、農地法第4条第6項に該当します。具体的には農用地利用計画において指定された用途に農地を転用する場合は例外的に許可できるという事項に該当いたします。5. 総合判断であります。農用区域内にある農地は転用許可できないが、例外として農振計画の農用地利用計画において指定された農業用施設用地に供する場合は転用許可できる。本申請の用途区分は農業用施設用地となっている。よって転用可能と判断するということでもあります。

以上で説明は終わりますけども、平成30年10月30日開催の第8回総会において現地調査を終えておりますので申し添えます。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

説明の中で触れておりましたが、現地調査はすでに終わっていますので、今回は行いません。ここで休憩を取ります。

休憩を解き、会議に戻します。この件につき、意見を求めます。

張間委員 この件については以前、全員で現地調査をしておりますので、許可してよろしいかと思えます。

議 長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、本件について北海道農業会議に意見を求めることといたします。なお、農業会議から許可相当の回答があった場合、会長専決により許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会長専決により処理することといたします。

以上で全議案が終了いたしました。これで第2回農業委員会総会を終了いたします。